

山 青森県報

号外第七十六号

平成十三年八月八日(水曜日)

目次

海区漁業調整委員会

- 東部海区管内におけるさけはえなわ漁業の操業の禁止……(事務局)……
- 西部海区管内におけるふぐはえなわ漁業の操業の指示……(同)……

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、さけを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

平成十三年八月八日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 新田常雄

一 海域

青森県東部海区管内冲合海域

二 期間

平成十三年九月一日から平成十四年二月二十八日まで

三 対象者

総トン数十トン未満の動力漁船を使用して操業する者。ただし、青森県水産試験場の委託を受け調査目的をもって操業する者を除く。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、青森県西部海区管内におけるふぐの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成十三年八月八日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 船橋正良

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力漁船を使用して行うふぐの採捕を目的とするはえなわ漁業(以下「はえなわ漁業」という。)の操業をしてはならない。ただし、はえなわ漁業の操業について、青森県西部海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた者は、この限りでない。

1 制限海域

青森県西津軽郡船作崎灯台中心点の正西線以北、北津軽郡権現崎南灯台中心点の正西線以南の青森県日本海冲合海域

ただし、冲合底引き網漁業禁止区域を除く。

2 制限期間

平成十三年九月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業の承認

制限海域における承認期間においてははえなわ漁業を営もうとする者は、委員会が別に定める平成十三年度青森県西部海区ふぐはえなわ漁業操業承認事務取扱要領

(以下「取扱要領」という。)により申請し、承認を受けなければならない。

1 承認期間

平成十三年十月一日から同年十二月三十一日まで

ただし、赤石川河口左岸から真方位三百二十度の線以南の海域においては、平成十三年十月一日から同月十四日までの期間内は操業してはならない。

三 承認対象者

青森県西津軽郡及び北津軽郡に住所を有する者

四 承認対象船舶

総トン数十五トン未満船とする。

五 承認隻数

七十二隻以内とする。

六 操業時間

午前八時から午後三時までとする。

七 漁具の制限

漁具の総延長は三キロメートル以内とする。

八 漁具の標識

操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならない。

九 承認証の交付等

1 委員会は、承認したときは、別に定める操業承認証を交付する。

2 操業にあたっては、委員会が交付した操業承認証を携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

十 標識の表示

漁業の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の、船橋の両側の見やすい場所に、別に定める標識を表示しなければならない。

十一 漁獲成績の報告

漁業の承認を受けた者は、操業終了後委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

十二 委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

平成十三年度青森県西部海区くはえなわ漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局に提出すること。

2 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出すること。

二 承認等の通知

委員会が承認したときは、その者の申請を取りまとめた漁業協同組合を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第二号様式による承認証をその者の所属する漁業協同組合を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

四 標識の表示

承認を受けた者が船舶の船橋両側面に表示する標識は、第三号様式のとおりとする。

五 承認証の書換え

承認証書換え交付の申請は、第四号様式によるほか、その手続きについては一から三までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

承認証を亡失し、又はき損したときは、第五号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を準用する。

七 漁獲成績の報告

1 漁獲成績報告書は、第六号様式により一部作成し、委員会事務局に提出すること。

2 漁獲成績報告書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出すること。

第2号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証

住所
氏名又は名称

承認番号	青西海調認ふぐはえなわ第	号
操業区域	青森県西津軽郡鰺作崎灯台中心点の正西線以北、北津軽郡権現崎南灯台中心点の正西線以南の日本海沖合海域	
操業期間	平成13年10月1日から12月31日まで ただし、赤石川河口左岸から真方位320度の線以南の海域においては、平成13年10月1日から14日までの期間内は操業してはならない。	
根拠地港		
船舶	船名	
	漁船登録番号	AM -
	総トン数	トン
	推進機関の種類及び馬力数	馬力
平成 年 月 日		
青森県西部海区漁業調整委員長 印		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第3号様式

青海認ふぐなわ第 号

注1 各文字及び数字は、大きさ8センチメートル以上、太さ2センチメートル以上、間隔2センチメートル以上とする。

注2 文字は黒色とする。

第4号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証書換え交付申請書

平成 年 月 日
青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名
印

ふぐはえなわ漁業操業承認証の書換え交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

- 記
- 承認番号 青西海調認ふぐはえなわ第 号
 - 承認年月日 平成 年 月 日
 - 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

4 書換えを必要とする理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 注2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第5号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名

印

ふぐはえなわ漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青西海調認ふぐはえなわ第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 亡失(き損)の理由

- 注1 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式

平成13年度ふぐはえなわ漁獲成績報告書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名

- 1 承認番号 青西海調認ふぐはえなわ第 号
- 2 船名及び登録番号 丸 AM -
- 3 漁獲状況

陸揚港	漁獲月	とらふぐ		その他のふぐ		その他	
		数量 kg	金額 千円	数量 kg	金額 千円	数量 kg	金額 千円
合	計						

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。